

1.医療機関等からの返戻再請求処理について

(1) 医療機関等からの返戻再請求とは

・返戻

医療機関等から国保連合会に提出したレセプト写しの内容に誤りがあった場合、国保連合会からレセプト写し返戻(調整)内訳書を送付《紙レセプト写し提出機関に対しては、紙レセプト写しも送付》する処理となります。

・再請求

国保連合会から送付されたレセプト写し返戻(調整)内訳書の内容確認を行い、再提出する必要がある場合は、翌月以降に当月提出分と一緒に再度提出する処理となります。

※重度心身障害者医療費助成のレセプト写しについては、国保連合会で資格確認を行いません。そのため、生年月日、性別、被保険者証記号・番号等に誤りがあった場合も、診療報酬とは異なり返戻とはなりません。

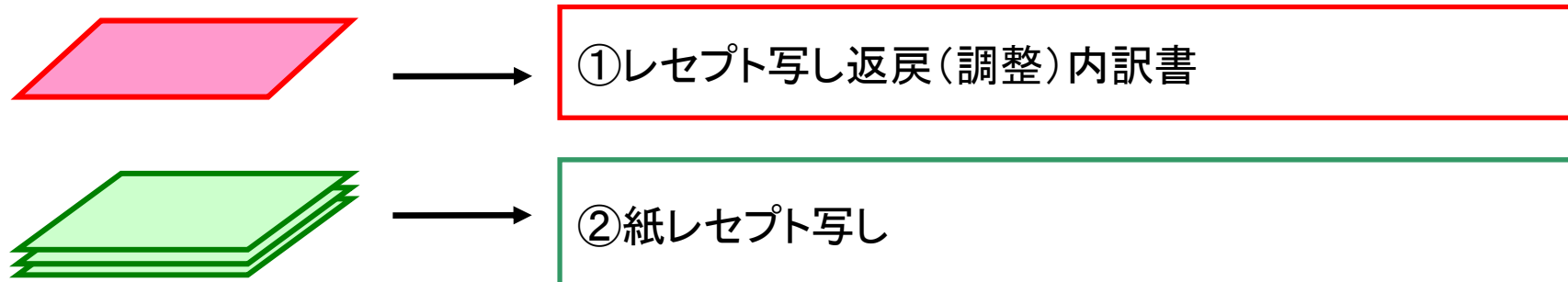
(2) 医療機関等からの返戻再請求流れ

- ①紙レセプト写し提出機関……………2～3ページ参照
- ②電子レセプト写し提出機関……………4～5ページ参照

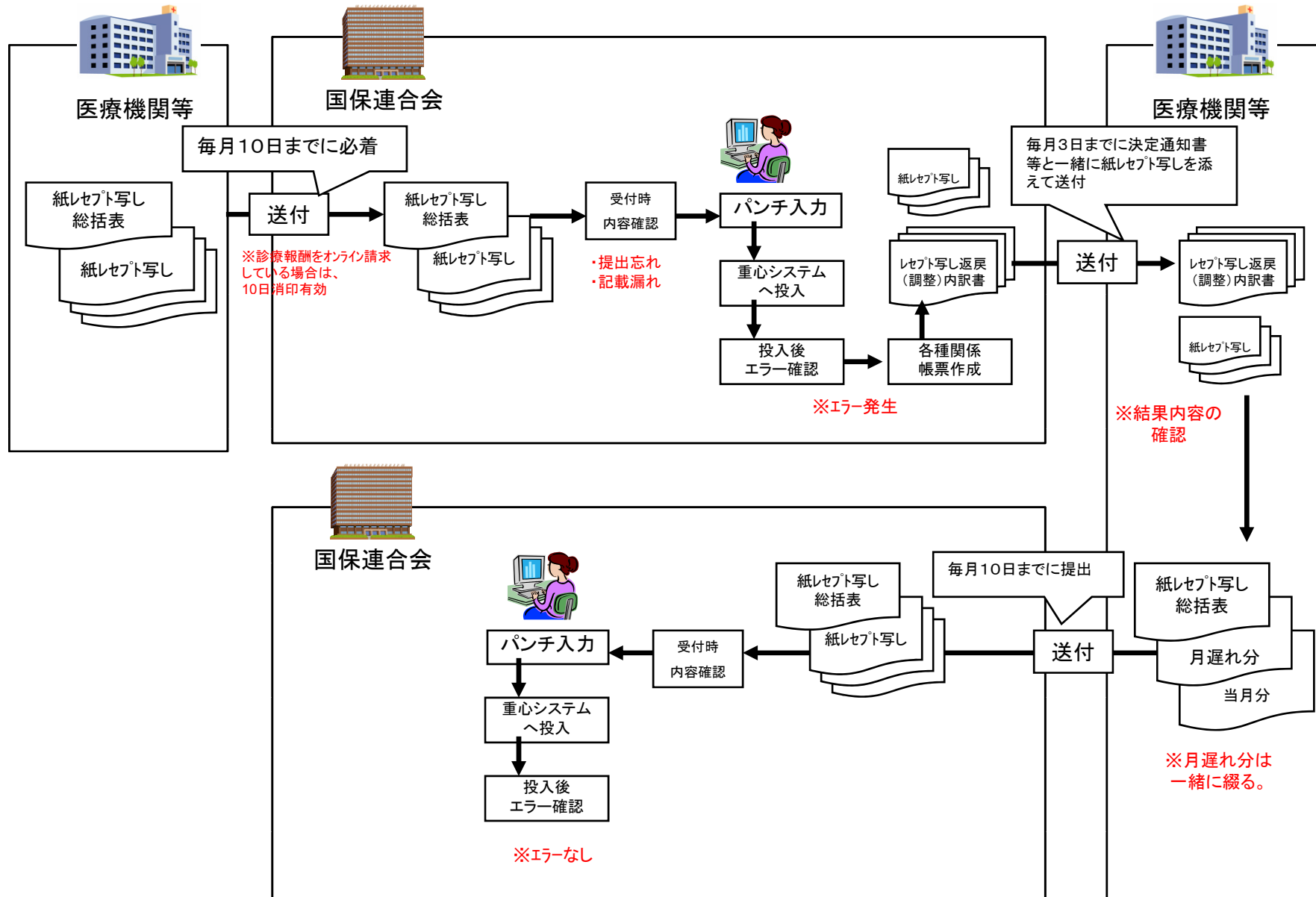
2.医療機関等からの返戻再請求(紙レセプト写し提出機関)

- ・紙レセプト写し提出機関に対し、連合会から返戻する際は、紙レセプト写しと『レセプト写し返戻(調整)内訳書』を送付いたします。
 - ・医療機関等は再提出する際に、紙レセプト写しを訂正し再提出を行います。
 - ・再提出する際は、当月分と一緒に綴ります。
- ※月遅れ分の綴り順は、各公費負担者番号の先頭に綴ります。

国保連合会から医療機関等への返戻時送付書類



医療機関等からの返戻再請求における事務フロー（紙レセプト写し提出機関）



3.医療機関等からの返戻再請求(電子レセプト写し提出機関)

- ・電子レセプト写し提出機関に対し、連合会から返戻する際は、『レセプト写し返戻(調整)内訳書』のみ送付いたします。
- ※国保連合会にて、ご提出いただいた電子レセプト写しデータから、紙レセプト写しのイメージを作成することができないためです。
- ・医療機関等は再提出する際に、紙レセプト写しを作成し再提出を行います。
- ※翌月提出時に、新しく重心のレセプト写しデータのみを作成できる場合は、紙レセプト写しで提出する必要はございません。重心のレセプト写しデータを再作成する際に診療報酬の請求が重複請求にならないようお願いいたします。
(お使いのシステムによって異なるため、詳しくはレセコン会社にお問い合わせをお願いいたします。)
- ・再提出する際は、当月分(電子レセプト写し)と一緒に月遅れ分(紙レセプト写し)を提出いたします。
- ※紙レセプト写し提出方法につきましては、『重度心身障害者医療費助成制度医療機関等向け事務処理マニュアル』の7～12ページの参照をお願いいたします。

国保連合会から医療機関等への返戻時送付書類



①レセプト写し返戻(調整)内訳書

医療機関等からの返戻再請求における事務フロー(電子レセプト写し提出機関)

